



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 8月21日火曜日 第3003号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	650
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	( " ) ...	650
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	650
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	651

### 公 告

漁業取締船「うわかぜ」の中間検査に係る機関修繕業務の委託.....	(水産課) ...	651
-----------------------------------	-----------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
みどり薬局	大洲市東大洲1565番地 1	有限会社大洲調剤	精神通院医療（薬局）	平成30年 7月15日
アルファ調剤薬局横河原店	東温市樋口甲1375番地 2	株式会社アルティザン	精神通院医療（薬局）	平成30年 7月 1日
もより調剤薬局北伊予店	伊予郡松前町出作540番地 1	株式会社もより	精神通院医療（薬局）	平成30年 7月 1日
レディ薬局波止浜店	今治市内堀 1 丁目 1 番 8 号	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成30年 7月16日

#### ○愛媛県告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の開設者名称を変更した旨の届出があった。

平成30年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	開設者の名称		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
トーヨ調剤薬局	栗林薬品株式会社	りつりん薬品株式会社	平成30年 5月16日

#### ○愛媛県告示第795号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン松山	松山市宮西 1 丁目 2 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか42者	株式会社フジほか39者	平成30年 5月27日 ほか	平成30年 8月 2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目 2 番 1 号 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	11箇所	12箇所	平成30年 8月 3日	平成30年 8月 2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第797号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、3級水準測量観測、地図情報レベル500 数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年 8月 8日から  
平成31年 2月15日まで

3 作業地域 伊予郡砥部町（砥部処理区）

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 8月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
漁業取締船「うわかぜ」の中間検査に係る機関修繕業務 一式

- (2) 事業の内容等  
入札説明書、設計書及び仕様書等による。
- (3) 予定工期  
平成30年10月29日(月)から11月30日(金)まで
- (4) 事業の履行場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。  
なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) M T U社製ディーゼルエンジンサービスディーラー権を有する者であり、なおかつ、M T U社の研修を終了した技術者を配置できること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 941 2111(代表)089 912 2622(直通)
- (2) 入札書の受領期限  
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成30年10月9日(火)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、公告日から10月3日(水)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。  
ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。
- ア 交付期間及び交付時間  
公告日から10月3日(水)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- イ 交付場所  
(1)に同じ。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成30年10月9日(火)午後2時  
愛媛県庁第一別館7階農林水産部会議室
- (5) 資格審査に関する照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 941 2111(代表)089 912 - 2770(直通)

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。  
なお、当該申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限  
平成30年10月3日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。
- イ 郵送等による取扱い  
郵送等により提出する場合は、平成30年10月3日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した事業を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Intermediate inspection and repair of fisheries patrol vessel Uwakaze (engine) 1 set
- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5 :00 p . m . , 3 October 2018
- (3) Time limit of tender: 2:00 p . m . , 9 October 2018  
(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p . m . , 9 October 2018)
- (4) For further information , please contact: Fishing Surveillance Section , Fisheries Promotion Division , Fisheries Subdepartment , Agriculture Forestry and Fisheries Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel: 089 912 2622